

## 後期高齢者医療制度の保険料率が変わります！

後期高齢者医療制度では、今後見込まれる医療費などの推計をもとに2年ごとに保険料率の見直しを行っており、このたび平成24年度および平成25年度の保険料率が右記のとおり決定されました。

高齢者人口の増加などにより医療費が増大していくなか、後期高齢者医療制度の財政を安定的に運営するために、みなさまから納めていただく保険料が大切な財源となります。みなさまのご理解とご協力をお願いします。

区 分	平成24・25年度
所得割率	9.51%
被保険者均等割額	48,900円

※ 所得割率および被保険者均等割額は徳島県内均一です。

※ 保険料額決定通知書等は8月に送付します。

**【保険料の計算方法】** 保険料の上限は年額55万円です。

保険料 = { (総所得金額等 - 33万円) × 所得割率9.51% } + 被保険者均等割額48,900円

## 介護保険の保険料が変わります！

保険料は3年ごとに改定を行っており、平成24年度から平成26年度の保険料が決定しました。

**【65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料】** ※保険料は所得などに応じて段階別に分かれます。

所得段階	対象者	1年間の保険料額	
第1段階	市民税世帯非課税	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で市民税世帯非課税	30,570円（基準額×0.5）
第2段階		世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方	38,210円（基準額×0.625）
第3段階		世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超えて120万円以下の方	42,030円（基準額×0.6875）
第4段階		世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円を超える方	45,850円（基準額×0.75）
第5段階	市民税世帯課税	世帯内に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方	58,080円（基準額×0.95）
第6段階		世帯内に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える方	61,140円（基準額×1）
第7段階		本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の方	73,360円（基準額×1.2）
第8段階		本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満の方	76,420円（基準額×1.25）
第9段階		本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上300万円未満の方	91,710円（基準額×1.5）
第10段階		本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満の方	97,820円（基準額×1.6）
第11段階		本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上800万円未満の方	103,930円（基準額×1.7）
第12段階		本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上の方	122,280円（基準額×2）

※課税年金とは、非課税年金（障害年金・遺族年金）以外の年金のことであり、一般の老齢年金や厚生年金が課税年金（課税対象となる年金）に該当します。

※保険料額決定通知書等は、普通徴収については7月、特別徴収については8月に送付します。

このページのお問い合わせは、市税務課諸税担当（TEL 32・3845 / FAX 33・3401）まで。